

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
5 手 特	よう船手当	練習船がよう船された場合に次の船員が乗船し遠洋航海作業に従事したとき。 (1) 船長……………→日額 2,400円 (2) 機関長……………→日額 2,100円 (3) 通信長……………→日額 2,000円 (4) 一等航海士及び一等機関士……………→日額 1,900円 (5) 二等航海士及び二等機関士……………→日額 1,600円 (6) その他船員法第3条の職員……………→日額 1,200円		50.11.1から	
	入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の職員 (1) 船長……………→日額 360円 (2) 機関長……………→日額 330円 (3) 通信長……………→日額 300円 (4) 一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士……………→日額 320円 (5) その他船員法第3条の職員……………→日額 260円		同上	
殊 動	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長及びこれと同等と認める者……………→日額 480円 (2) 機関長及びこれと同等と認める者……………→日額 420円 (3) 通信長、航海士、機関士及びこれと同等と認める者……………→日額 300円 (4) その他の職員……………→日額 260円		同上	
	ボイラ取り扱い作業手当	ボイラ技士である職員が、ボイラ（小型ボイラを除く）の取り扱いの作業に従事したとき。	1日について 180円	翌月の給料支給日	同上
務	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く） 小学校の3以上の学級及び中学校の単級……………→260円 2箇学年の単級……………→210円	授業又は指導に従事した日1日について	同上	50.11.1から
	特員特殊業務手当	教職調整額を支給される教員が、次のような業務に従事し、心身に著しい負担を与える場合に支給される。 (1) 災害時等の緊急業務 ア 児童・生徒の保護、防災、復旧業務……………→日額 1,700円 イ 児童生徒の救急、補導業務……………→日額 1,200円 (2) 修学旅行等の生徒引率による指導業務……………→日額 1,400円 (3) 対外運動競技等の生徒引率による指導業務……………→日額 1,200円		同上	50.11.1から
当	へき地公署（へき地学校）長期勤務手当	職員が次の公署（学校）に次の期間を超えて勤務したとき。 特人公署級別（へき地学校） 期間 2 級（1 級） 4 年 3 級（2 級） 3 年 4 級（3 級） 3 年 5、6 級（4、5 級） 2 年	月額 2 級（1 級） 2,400円 3 級（2 級） 3,600円 4 級（3 級） 4,800円 5、6 級（4、5 級） 6,000円	同上	50.11.1から
	特殊教育諸学校勤務手当	盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する職員（給料の調整額、給料の特別調整額の支給を受ける者を除く。）が当該職務に従事したときに支給される。	月額 4,000円	同上	50.11.1から
当	栄養管理業務手当	栄養士である職員が調理室内において栄養管理業務に従事したときに支給する。	日額 180円	同上	同上
	調理給食等作業手当	主任調理員、主任給食員、調理員又は給食員が調理、給食等の業務に従事したとき。	月額 4,000円	同上	同上